

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

株式会社ココナラ

事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://coconala.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年8月24日	2017年8月29日	2018年5月30日
保有者数			
取締役（社外取締役を除く）	1名	3名	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	1名	1名
新株予約権の数	160個	630個	210個
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株	378,000株	126,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	69円	69円	184円
権利行使期間	2018年8月25日から 2028年8月24日まで	2019年8月30日から 2029年8月29日まで	2020年5月31日から 2030年5月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	第7回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日	2019年8月30日	2020年12月10日
保有者数		
取締役（社外取締役を除く）	1名	1名
社外取締役	－	－
監査役	－	－
新株予約権の数	500個	2,843個
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株	284,300株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	250円	1,200円
権利行使期間	2021年9月1日から 2029年8月31日まで	2022年12月27日から 2030年12月26日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 当社は2018年10月25日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」を調整しております。

2. 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権	
発行決議日		2020年11月24日	
交付者数		14名	
新株予約権の数		1,975個	
新株予約権の目的となる株式の数		197,500株	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	
権利行使時1株当たりの行使価額		1,200円	
権利行使期間		2022年12月12日から 2030年12月11日まで	
新株予約権の主な行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	1,975個 197,500株 14名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	一個 一株 一名

(注) 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク・コンプライアンス委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 2. 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 3. 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 4. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
 5. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 2. またデータ化された機密情報については、当社「情報セキュリティ管理規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を組織する。
 2. リスク・コンプライアンス委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
 3. なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役を室長とした緊急事態対策室を設置し、早

期の回復に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各本部又は部を管掌する役員並びに各本部長、部長、室長及びグループマネージャーへの権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 2. 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属グループマネージャーからの指揮命令を受けないこととする。
 3. 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
 1. 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 2. 代表取締役その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 3. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を読覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 4. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 5. 監査役は内部通報窓口担当者との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。

6. 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 1. 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より経営管理グループに見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 2. 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より経営管理グループ宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 3. なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 2. 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 1. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 2. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

1. 当事業年度において取締役会は19回開催されました。各会において議案について十分な審議を行っております。
2. 月に1度開催される定時取締役会において、毎月月次経営成績が報告され、当社年度計画の達成状況、課題及びその対応策を確認し、議論を行いました。

② コンプライアンスリスク管理に対する取り組みの状況

1. 当社のリスク管理体制は、経営管理グループが主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。
2. リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1度定期的に開催しているほか、必要に応じて開催しており、当社企業経営上のリスク、法令遵守の状況について、役員等で共有し、必要な対応を検討、実施しております。

③ 監査役会に関する運用状況

1. 全員が社外監査役で構成される監査役会は、監査役会で決議された監査計画に基づき、公正かつ独立の立場から監査を行っております。
2. 監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の皆様の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主の皆様への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	90,000	900,000	334,970	1,234,970
当期変動額				
新株の発行	1,058,107	1,058,107		1,058,107
当期純利益				
当期変動額合計	1,058,107	1,058,107	－	1,058,107
当期末残高	1,148,107	1,958,107	334,970	2,293,077

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△ 1,153,462	△ 1,153,462	171,507	171,507
当期変動額				
新株の発行			2,116,215	2,116,215
当期純利益	41,083	41,083	41,083	41,083
当期変動額合計	41,083	41,083	2,157,298	2,157,298
当期末残高	△ 1,112,379	△ 1,112,379	2,328,805	2,328,805

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度末においては、未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用に含めて計上しております。

③ ポイント引当金

ユーザーに付与したポイントの利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ クーポン引当金

ユーザーに付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度計上金額

有形固定資産	109,278千円
長期前払費用	956千円

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損の兆候があるものとして、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却可能額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値は、事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づく最善の見積りにより行っておりますが、将来の予測不能な事業環境等の変化によって、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	22,380,500株
------	-------------

当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式	1,672,200株
------	------------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び預り金は、流動性リスクに晒されております。

また、差入保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、経営管理グループが取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

2. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,318,899	3,318,899	－
(2) 売掛金	269,085	269,085	－
(3) 差入保証金	185,840	187,260	1,420
資産計	3,773,826	3,775,246	1,420
(1) 未払金	467,269	467,269	－
(2) 未払法人税等	45,490	45,490	－
(3) 未払消費税等	81,732	81,732	－
(4) 預り金	747,511	747,511	－
負債計	1,342,004	1,342,004	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

将来の回収可能価額からリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等、(4)預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,318,899	—	—	—
売掛金	269,085	—	—	—
差入保証金	—	—	185,840	—
合計	3,587,985	—	185,840	—

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	9,497千円
未払金	5,686千円
ポイント引当金	9,524千円
クーポン引当金	1,725千円
資産除去債務	1,451千円
ソフトウェア	11,435千円
未払事業税	8,834千円
税務上の繰越欠損金	676,204千円
繰延税金資産小計	724,361千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△676,204千円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△48,156千円
評価性引当額小計	△724,361千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	104円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円93銭

9. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、2021年10月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるよう、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- ①新株予約権の数：5,000個
- ②発行価額：新株予約権1個につき900円
- ③申込期日：2021年11月2日
- ④新株予約権の割当日：2021年11月5日
- ⑤払込期日：2021年11月5日

(3) 新株予約権の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類及び数：普通株式500,000株（新株予約権1個につき100株）
- ②行使価額：1株当たり1,696円

(4) 行使期間：2024年12月1日から2031年11月4日まで

(5) 行使の条件

- ①新株予約権者は、2024年8月期または2025年8月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）に記載された営業収益が一度でも5,600百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、当該営業収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限

りではない。

- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者及び数

当社取締役 1名 5,000個